

高知県立坂本龍馬記念館広報宣伝業務委託公募型プロポーザル
審査要領

高知県立坂本龍馬記念館広報宣伝業務委託公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定める。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「高知県立坂本龍馬記念館広報宣伝業務委託公募型プロポーザル募集要領」(以下、「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は審査委員一人当たり100点とし、審査項目と配点は審査基準の通りとする。

3 審査委員会の開催

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催する。

(1) 日時・場所

日時：平成30年7月13日(金) 13:30分～ (予定)

場所：高知県立坂本龍馬記念館 新館 ホール

(2) プレゼンテーション

- ① 出席者は提案者毎に3名以内とする。
- ② プレゼンテーションの時間は1者20分以内とする。
- ③ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間(10分)を設ける。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。
- (2) 審査委員会におけるプレゼンテーションは、プロジェクターの利用も可能とする。プロジェクター等を使用する場合は企画提案書提出時に申し出ることとし、あわせて投影する資料も提出締切日までに、データで提出すること。
- (3) 提出した企画提案書に記載された内容の範囲内でプレゼンテーションを行うこと。また、審査委員会当日の新たな企画提案、資料配布は禁止とする。

別紙4

- (4) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、「審査基準」に基づいて審査を行う。
- (5) すべての参加者の審査が終了した後、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定する。
- (6) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定する。
- (7) 審査委員会に出席しない事業者の企画提案は無効とする。
- (8) 審査結果は全提案者に通知するとともに、当館ホームページでも公表する。
- (9) 審査内容及び結果に係る質問や異議は一切受け付けない。

(別紙)

審査基準

*各審査内容に応じて1から5で評価。ただし、審査項目(4)は1から10で評価

審査項目	配点	審査内容	配点
(1) 基本コンセプト	1 5	当館の概要や役割などを理解した提案内容となっているか。	5
		主に県民を対象に、認知度向上が図られ、誘客促進が期待できるか。	5
(2) 県内マスメディア等を活用した広報	1 5	ターゲット、エリアに応じたメディア等が洗濯されているか。	5
		実施する時期や期間、回数等は妥当か。	5
		実効性があり、効果が期待できるか。	5
(3) 交通機関や商店街を活用した広報	1 5	ターゲット、エリアに応じた媒体等が選択されているか。	5
		実施する時期や期間、回数等は妥当か。	5
		実効性があり、効果が期待できるか。	5
(4) 追加提案	4 0	独自の追加提案は、博物館の認知度向上と誘客促進を図るうえで効果が期待されるものか。	1 0
		提案内容は具体的かつ独自性があるか。	1 0
		提案内容は後年に向けての効果が期待されるものか。	1 0
		ターゲット、エリアに応じた内容であるか。	1 0
(5) 実施スケジュール	5	実効性が高く、効率的、効果的なスケジュールになっているか。	5
(6) 実施体制	5	各業務に応じた専門的な人材及び人数が配置され、業務を円滑かつ確実に遂行できる実施体制となっているか。	5
(7) 業務実績	5	過去の実績は、本事業の実施に対し十分な効果が期待できるものであるか。	5
合計	1 0 0		1 0 0